

## 説明会での主な質問と回答

東村山都市計画道路3・4・11号保谷東村山線 事業概要及び測量説明会

・平成26年11月26日(水) 19:00~20:30

Q1 都合で出席できない方のために、説明会の予備日を設定してもらえないか。

A1 本日の説明会ではわからなかった点や、今後不明な点等があった場合は、お手数ですがパンフレット「事業概要及び測量説明会」裏面の「お問い合わせ先は」に書いてある、部署に連絡していただければ対応させていただきます。

Q2 用地補償において、土地が半端に残るような場合はどうなるのか。

A2 道路にならない部分、残った部分の土地につきましては、原則として買収いたしません。

Q3 マンションで、建物の一部が計画線にかかる場合はどうなるのか。

A3 例えば、建物の改造が可能か、改造が不可能な場合は残る土地に同程度の建物が建築可能か、別の土地を求めていただかなければならないのか等を東京都で検討し、必要な費用を補償させていただきます。区分所有のマンションの場合は、所有者全員の御了解が必要となりますので、管理組合等を窓口で折衝を進めることとなります。詳細につきましては、今後予定している用地説明会の中でご説明いたします。

Q4 道路が出来た後の用途地域の変更はいつ頃か。

A4 (東村山市より回答) 今後、道路整備の進捗状況に合わせて、沿道の土地所有者の方々のご意見をお伺いしながら、また、併せて地区計画などのまちづくりのルールを活用などを図りながら、検討していきます。

Q5 例えば、今後用地買収が難しい地域があると仮定して、途中までは工事ができそうな場合、部分的に交通解放する事はあり得るのか。

A5 現段階では、具体的に何処を部分的に交通解放していくという事は考えておりません。これから、用地買収の状況に合わせて調査及び検討を進めるとともに、交通管理者等と協議をしながら、部分的に開放することも検討していきます。

Q6 自転車の通行について、何か配慮していくのか。

A6 自転車の走行に関しては、現段階では、具体的にどのような構造とするのかは決まっておりません。今後、交通管理者と協議をしながら、検討していきます。

Q7 東村山3・4・11号線の現在事業中の区間について、完成の目途はいつごろになるのか。

A7 事業中の青葉町二丁目の区間は、平成24年度から平成30年度までの事業期間で事業を進めております。

Q8 契約後、いつまでに移転をしなければいけないのか。

A8 原則的には、半年から1年くらいを目安に移転をお願いしている場合が多いです。例えば、アパートやお店等を借りている場合は3カ月から6カ月程度、庭先の一部の場合は3カ月程度と、それぞれ状況が違うので個別に御相談させていただきます。

Q9 道路計画がある場所なのに、どうして建築許可が下りたのか。

A9 都市計画法では、建築にあたり一定の制限がありまして、鉄筋コンクリート造など、堅固な建物は建築できません。ただし、例えば2階建の木造建築物など、容易に除却が可能なものだけに限り建築が可能となっております。

Q10 東村山3・4・27号線の完成予定は。

A10 (東村山市) 現在事業中で、平成21年度から用地取得を進めております。平成28年3月を目途に現在事業を進めております。

Q 1 1 袋小路で行き止まりになっている部分があり、そこが道路に直結するようになる場合、通り抜けに使われてしまう可能性があるが、どのような配慮をしていくのか。

A 1 1 家の前の道路に沢山の車が通るのではないかとのご心配かと思いますが、具体的な構造は今後交通管理者と相談して、検討を進めてまいります。

Q 1 2 完成後の騒音対策はどのように考えているのか。

A 1 2 道路からの騒音を考慮し、密粒舗装に比べて騒音低減効果の高い低騒音舗装で施工していきます。

Q 1 3 用地説明会後の細かいスケジュールを教えてください。

A 1 3 事業期間は、用地補償と工事を合わせて5～7年で考えています。一般的には、概ね前半の3～4年は用地補償、後半の3～4年は工事の期間となります。

Q 1 4 補償の内容で、移転費用、引っ越し代、仮住まいの費用などについて教えてください。

A 1 4 詳しくは今後開催する用地説明会で説明いたしますが、補償の内容は、移転費用、引っ越し代、仮住まいが必要な場合はその補償、アパートに住んでいる人は借家人補償、営業されている方は営業補償などがあります。

Q 1 5 用地折衝において、合意出来ない場合はどうなるのか。

A 1 5 皆様のご理解とご協力を得るように、出来る限り任意でのご協力をお願いしたいと考えておりますが、最終的には土地収用法の措置に移行せざるを得ないような状況になることもあります。

Q 1 6 用地の代替地は何処に用意していただけるのか。市内にあるのか。

A 1 6 用地は交換ではなく原則的に金銭による補償となります。東京都では、代替地の数が非常に少なく、ご希望に添えるも

のが少ないのが現状です。代替地の場所等につきましては、今後開催する用地説明会や折衝のときに詳しくご紹介させていただきます。

Q17 例えば、築5～10年程度の家屋の場合、いくら位の補償額になるのか。

A17 都の補償額は一軒一軒異なるので、見込み違いのないように慎重に対応させていただきます。今後、物件調査をさせていただき、再建計画等のご相談をさせていただきたいと思えます。

Q18 もっと細かい部分まで明確に分かる図面が欲しい。

A18 現在の都市計画は2500分の1の図面となっておりますので、細かい部分まで明確に分かる詳細な図面は、これから始める現況測量等を踏まえて作成していくこととなります。